

国指定仙台海浜鳥獣保護区井土浦特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 29 条第 4 項において準用する第 28 条第 4 項の規定に基づき、法第 29 条第 1 項の規定により指定しようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

井土浦特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

仙台海浜鳥獣保護区のうち、宮城県名取市の名取川右岸護岸堤外側法尻と閉上フィッシャリーナ護岸北東端との交点を起点として、同所から同護岸法尻を西進し名取川右岸堤防堤外側法尻との交点に至り、同所から同右岸堤防堤外側法尻を北西に進み名取川水系中貞山運河西側護岸法尻北端との交点に至り、同所から同所と名取川水系北貞山運河西側護岸法尻南端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み同運河西側護岸法尻と宮城県道仙台亘理自転車道線廃道境界東端を最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から宮城県道仙台亘理自転車道線道路と名取川左岸堤防堤外側法尻との分岐部を最短で結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同左岸堤防堤外側法尻を北東に進み同左岸堤防堤外側法尻と宮城県道仙台亘理自転車道線道路との交点に至り、同所から同所と同運河西側護岸法尻を最短で結ぶ直線を東進し同運河西側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み二郷堀樋門右岸護岸法尻東端との交点に至り、同所から同所と仙台市荒浜字南官林境界石標百九十五を結ぶ直線を南東に進み同石標に至り、同所から同所と仙台市荒浜字南官林境界石標百九十四を結ぶ直線を南東に進み同石標に至り、同所から同石標百九十五と同石標百

九十四を結ぶ直線の延長線を南東に進み最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み名取川左岸北導流堤2工区西端との交点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域。

（3）特別保護地区の存続期間

令和9年4月1日から19年7ヵ月間

2. 特別保護地区の保護に関する指針の案

（1）特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

当該地域は、名取川河口の右岸からその北側約4kmに渡って砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地が広がっており、多様な自然の状態が良く保たれている。このため、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息の条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域であり、準絶滅危惧のホシハジロ、マガモ等のガンカモ類、ミユビシギ、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類の種類数が豊富である。

このように、当該区域は仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類及びシギ・チドリ類を始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元 NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。